

個人情報保護管理規定 運用マニュアル

平成29年5月26日

一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク

個人情報保護管理規定

運用マニュアル

第1条 目的

本マニュアルは、「個人情報保護管理規定」(平成29年5月26日施行)を受けて作成されたものである。

- 2 当法人において、個人情報に関する事故等(個人情報が含まれているパソコン、カメラ、携帯電話、各種電子媒体(USBメモリ、CD、SDカード、DVD、BDなど)などの紛失、滅失、盗難、情報流出型のコンピューターウイルスに感染等)が発生した場合の対応手順を示すものである。
- 3 本マニュアルによって、緊急事態の早期報告・対応により、被害の発生を最小限に留め、再発防止に結びつけることを目的とする。

第2条 第1条第2項の個人情報に関する事故等が発生した

場合の対応手順

- 1 発見者(起因者)の行動
 - (1) 事故発生・発見から30分以内に代表理事及び個人情報管理責任者に連絡し、その指示に従う。
 - (2) 代表理事及び個人情報管理責任者と連絡がつかない場合は、個人

情報管理副責任者に連絡し、その指示に従う。

(3) 連絡の際には、以下の事項を伝達する。

- ① 発見者の名前
- ② 発生日時
- ③ 発生場所または発見場所
- ④ 事件・事故の概略内容
- ⑤ その他社会的な影響度等

2 個人情報管理責任者の行動

(1) 発見者から緊急事態発生の連絡を受けた場合、代表理事への連絡を行う。

(2) また、長崎労働局、若者自立支援中央センターにも速やかに連絡する。

(3) 紛失・盗難の可能性がある場合は、速やかに警察に連絡する。

(4) 個人情報管理責任者は、代表理事と連携し、職員を統括し、事故状況の把握、対応計画の策定を速やかに行う。(事故発生・発見から2時間以内とする)

3 事故への対応

(1) 長崎労働局に、様式第18号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により報告すること。

(2) 速やかに、対象となる情報漏えい関係者への謝罪等の準備、事故原因の究明を行うこと。

(3) 謝罪等の実施

① 対象者全員に架電

まずは、架電をし、状況を説明し直接お会いして謝罪させていただきたい旨を伝える。

② 面会をして謝罪する

架電の際に、サポステでお会いするか出向いて相手方の都合の良い場所で謝罪したい旨を伝える。

③ 何度も架電しても不在、もしくは折り返しの電話も無い場合には、

メール又はSMSで謝罪する。

(4) 事故発生から対応実施までの状況を整理し、事故対応記録を作成する。

第3条 再発防止策の策定

- (1) 事故発生から問題解決までの状況を整理した記録の作成

当該記録をもとに、発生の原因を分析し、再発防止策を検討する。

- (2) 具体的な実施スケジュールを定め実施する

長崎労働局、若者自立支援中央センターに遅滞なく報告する。

- (3) 研修会の開催

全従業員を対象に再発防止に向けて研修会を開催する。

第4条 個人情報保護管理のための各種記録の作成

様式を次のように定める。

- (1) パソコン・マウス等管理責任者 一覧 (別表1)
- (2) モバイルノートパソコン(Surface 青)使用簿 (別表2)
- (3) モバイルノートパソコン(Surface 黒)使用簿 (別表3)
- (4) SMS専用スマートフォン 使用簿 (別表4)
- (5) SMS送信記録簿 (別表5)

第5条 個人情報管理責任者等の任命

個人情報管理責任者は総括コーディネーターをもって充て、個人情報副管理責任者には副総括コーディネーターを充てる。

ただし、長崎サポステにおいては、二人の副総括コーディネーターを個人情報副管理責任者に任命する。

附則 この規定は平成29年5月26日から施行する